

川崎市児童生徒新体力テスト運営委員会要綱

(名称)

第1条 この会は、川崎市児童生徒新体力テスト運営委員会（以下「運営委員会」と称する。

(目的)

第2条 本運営委員会は、本市における児童生徒の体力の実態を把握するため、文部科学省の児童生徒新体力テストの普及及び指導者の養成に努めるとともに、テスト結果と活用方法について研究し、各校における教育上の資料として児童生徒の体力づくりに資することを目的とする。

(業務)

第3条 本運営委員会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 児童生徒の運動能力及び体力診断テスト等
- (2) 新体力テスト結果資料分析及び調査報告書作成
- (3) 新体力テスト活用方法等の研究
- (4) 新体力テスト指導者の育成
- (5) その他

(構成)

第4条 本運営委員会は、次に掲げる団体の役員等をもって構成する。

- (1) 川崎市立小学校体育研究会代表
- (2) 川崎市立中学校教育研究会保健体育科部会代表
- (3) 川崎市教育委員会学校教育部健康教育課長、主幹、学校保健・体育係長、係員、指導主事

(役員及び役員の職務)

第5条 本運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 監事 2名
- (4) 会計 1名 (5) 監査 1名 (6) 委員 若干名

各役員は、委員の互選により決定する。

各役員の職務は、委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

監事は1名が運営委員会の議事を進行し、1名が事務を総理する。

会計はこの運営委員会の経理にあたる。

監査は会計を監査する。

(運営)

第6条 本運営委員会は委員長が招集し、本会の目的達成のために協議し決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は平成5年7月26日から施行する。

この要綱は平成12年5月29日から施行する。

この要綱は平成13年3月1日から施行する。

この要綱は平成16年7月6日から施行する。

この要綱は平成17年7月7日から施行する。